様式第11号(第3条関係)

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

長

措置開始通知書

老人福祉法第11条第1項の規定による措置を下記のとおり開始したので、お知らせします。

記

1　措置の種類(老人福祉法第11条第1項第1号から第3号までの措置)

2　措置の開始時期　　　　　　　　年　　月　　日

3　措置する施設名又は養護を委託する者の氏名

(教示)

以上の決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対し、異議申立てをすることができます。